

令和元年度本部町観光振興基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要項

(目的)

第1条 本町では平成21年度に策定した「本部町観光振興基本計画」(以下「基本計画」という)は、「海の幸 山の幸 おもてなし『美ら海の町もとぶ』～“もとブランド”の構築へ～」を基本理念に観光振興に取り組んできた。この基本計画の目標年次が2020年3月末までとなっている。

このような中、インバウンド市場の急速な拡大、本部港における国際旅客船受入等、本町を取り巻く状況が大きく変化しており、平成30年度には、基本計画の見直しに向け「本部町観光振興基本計画基礎調査業務」を実施している。

これらを踏まえ、本業務は今後の観光振興の指針として、また、その取組みに必要な具体的な施策を掲げた「第3次本部町観光振興基本計画」を策定することを目的とする。

(委託業務の内容)

第2条 業務内容は別途「業務仕様書」のとおりとする。

(提案総額)

第3条 8,591,000円(消費税及び地方消費税を含む)ただし、この金額は予定価格ではなく、費用上限額を示すものである。

(業務期間)

第4条 契約締結の日から令和2年3月13日(金)までとする。

(参加資格)

第5条 当該事業を的確に遂行する能力を有する企業または団体であり、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 社会更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 平成30年度、令和元年度本部町入札参加資格者名簿に搭載されていること。
- (6) 過去10年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む)又は地方公共団体が発注した下記の業務の実績(元請けに限る)を有すること。

①同種業務:「観光」に関する調査・検討業務

②類似業務:「まちづくり」に関する調査・検討業務

- (7) 本業務については、下記のいずれかの資格登録を行っている管理技術者、主担当技術者

を配置するものとする。

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）の登録を行っている者

②RCCM（都市計画及び地方計画）の登録を行っている者

（８）沖縄県内に本社又は支店、営業所を有すること。

※コンソーシアムの場合には代表者がこの条件を満たしていること。

（９）応募は単独に限らずコンソーシアムでも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア コンソーシアムを代表する事業者が申込を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格（１）から（４）の要件を満たすこと。

ウ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、参加資格（５）から（７）の要件を満たす者であること。

（提出書類／スケジュール）

第６条 参加申込に関する業務日程は、次のとおりとする。

（１）企画提案に係る参加申込

①参加申込書提出期日／令和元年７月３日（水）１７時まで

②提出方法／所定の様式（様式第１号）に必要事項を記入の上、持参又は配送により提出すること、なお、配送の場合には受取にサインを有するものとする。

（２）質問受付及び回答

①質問受付／令和元年７月３日（水）１２時００分まで

②提出方法／任意様式に質問事項を記載の上、E-mail 添付にて質問すること。

E-mail : shokan@town.motobu.okinawa.jp

③最終回答／令和元年７月５日（金）までに質問書の提出者に対して、E-mail にて返信するものとする。質問の回答が参加者へ影響を及ぼすものであると判断した場合には、参加者全員へ回答を行うものとする。

（３）辞退届の受付

①辞退届の提出期日／令和元年７月８日（月）１７時まで

②提出方法／所定の様式（様式第２号）に必要事項を記入の上、持参又は送付により提出すること、なお、配送の場合には受取にサインを有するものとする。

※辞退したことを理由として、今後、町の行う業務に不利な取り扱いをされることはない。

（３）企画提案書の提出

①企画提案書の提出期日／令和元年７月９日（火）１６時００分（必着）

②提出場所／本部町役場 企画商工観光課 商工観光振興班 渡久地、玉城、

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東５番地

Tel : 0980-47-2700 Fax : 0980-47-4576

③提出方法／持参又は配送にて提出すること、ただし、配送の場合は受取にサインを有するものとする。

④提出書類／提出書類については6部（正本1部、副本5部）とすること。

ア 企画提案資料提出届・・・（様式第3号）A4版1頁とする。

ア 企画提案書・・・・・・・（任意様式）A4版3頁以内とする。

イ 業務実施体制・・・・・・・（様式第4号）A4版1頁とする。

ウ 業務行程表・・・・・・・（任意様式）A4版1頁とする。

エ 業務実績書（1）・・・・・・・（様式第5号）A4版1頁とする。

オ 業務実績書（2）・・・・・・・（様式第6号）A4版1頁とする。

カ 会社概要・・・・・・・（任意様式、パンフレット可）

キ 見積書・・・・・・・（任意様式）内訳、単価等が明記されていること。

ク 委任状・・・・・・・（様式第7号）A4版1頁とする。

※ 企画提案書等に記載する内容については、10.5ポイント以上の文字を使用し、専門用語を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。

※ 会社概要については、企業概要をまとめたもの（A4版1頁）又は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。

※ 委任状については、コンソーシアムで提案する場合に提出するもので構成員ごとに作成すること。

（審査方法／日程）

第7条 提出のあった企画提案については、企画提案評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を開催し、最も優れた提案を行ったものを候補者として選定する。

（1）企画提案資料の提出が3者以上の場合は、一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プレゼンテーション審査）への参加者を選定するものとする。

（2）企画提案者が1者の場合は、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該提案者を候補者とする。

（3）審査日程は次のとおりとする。

1次審査実施予定日：令和元年7月11日（木）

1次審査結果通知予定日：令和元年7月12日（金）

2次審査実施予定日：令和元年7月18日（木）午後

2次審査会場：本部町役場 2－3会議室

2次審査結果通知予定日：令和元年7月19日（金）

（4）プレゼンテーションの方法

① 発表はプロジェクターとスクリーンを用いてパワーポイントで行う。

② プレゼンテーションに必要な機材、プロジェクターとスクリーンは発注者側で準備する。

③ 発表時間は20分とし、質疑時間を5分とする。会場への入場者は3名以内とする。

- ④ プレゼンテーションにおいて、追加の配付資料は認めない。
- ⑤ 発表の順番は7月12日の1次審査結果通知に記載する。
- (5) 評価委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問合せには応じない。

(審査基準)

第8条 企画提案の選定にあたり、評価委員会において次に掲げる次項について総合的に勘案し評価を行う。

- (1) 企画提案の内容が事業の目的を踏まえ、具体的で明確であること。
- (2) 企画提案の内容が本部町の今後の施策・取組へ反映可能な内容であること。
- (3) 企画提案の内容が実現可能な取組であること。
- (4) 実施内容を踏まえた現実的な作業スケジュールとなっていること。
- (5) 沖縄県外において本業務と同種又は類似する事業を実施した実績・経験を有し、本業務の円滑な履行が期待できる。
- (6) 沖縄県内における同種業務、類似業務の経験を有し、地域特性や観光資源等の地域情報に精通していること。
- (7) 本業務を実施するために必要・適当な技術者配置がなされていること。
- (8) 沖縄県内に常駐する技術者を配置しており、迅速な対応が期待できること。

(契約の締結)

第9条 選定された提案者と仕様書について、企画提案書及び見積書を踏まえた協議を行い、委託契約を締結する。ただし、候補者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、本部町契約規則に基づき契約金額の10/100以上を納付し、業務完了検査が終了したのち、契約者の請求を受けて還付する。

(その他留意事項)

第11条 前項までの規定に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 企画提案書類などの作成や提出、プレゼンテーション等の出席、その他本プロポーザル参加のために要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (4) 提出する企画提案書は、1事業者あたり1案に限るものとする。

※ コンソーシアムの場合は代表企業1案に限る。

- (5) 実施要項に適合しない参加又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。